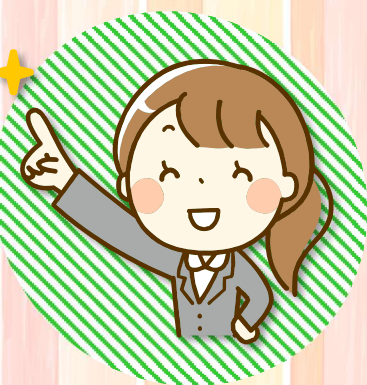




あつぎしじんけんしきくすいしんししん
厚木市人権施策推進指針

がいようばん
【概要版】

あつぎし
厚木市



第1章 人権施策推進指針（改定版）の策定に当たって

1 策定の背景（P1）

国連において世界人権宣言を始め、人権関連諸条約が採択されたことにより、国際的な人権意識が高まる中、日本はこれらの諸条約を批准するとともに、長年にわたり人権に関する法整備や様々な施策の実施に取り組んできました。

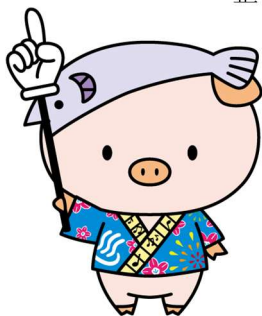
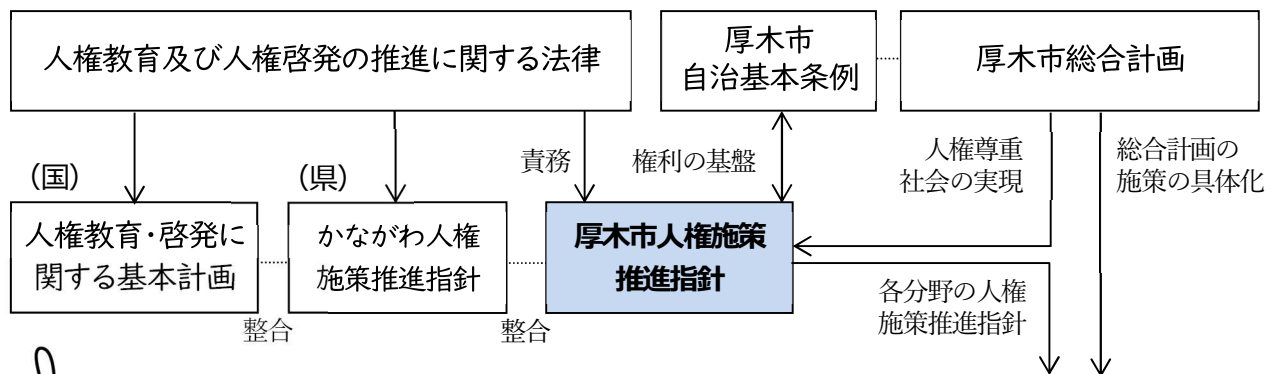
しかしながら、性的マイノリティを理由とする偏見や差別、ヘイトスピーチ、ハラスメント、インターネット上の誹謗中傷など、解消に向けて取り組むべき様々な人権課題が生じております。人権を取り巻く環境の変化に伴い、市民の意識も変化している中、複雑化・多様化する人権課題に対応しながら、人権施策を推進していくことが求められています。

2 策定の趣旨（P5）

互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくるため、自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現を基本理念として平成16年4月に策定した、厚木市人権施策推進指針は令和元（2019）年10月に改定を行いました。

その後、性的マイノリティに関する法律や女性支援に関する法律の施行、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別問題や、見た目問題といった新たな人権問題への対応など、人権を取り巻く社会情勢の変化や、令和5（2023）年度に実施した人権に関する市民意識調査の結果等を反映するため見直しを行うものです。

3 指針の位置付け（P7）



※ 社会情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて本指針の見直しを行います。

- 個別計画等における人権施策
- ・厚木市こども・若者みらい計画
(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困解消対策計画、子ども・若者育成支援計画、少子化社会対策に係る事項、成育医療等に関する計画)
 - ・男女共同参画計画
 - ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 - ・障がい者福祉計画(障害福祉計画・障害児福祉計画包含)
 - ・地域福祉計画
 - ・教育振興基本計画等

第2章 指針の基本的考え方

1 基本理念（P8）

自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現

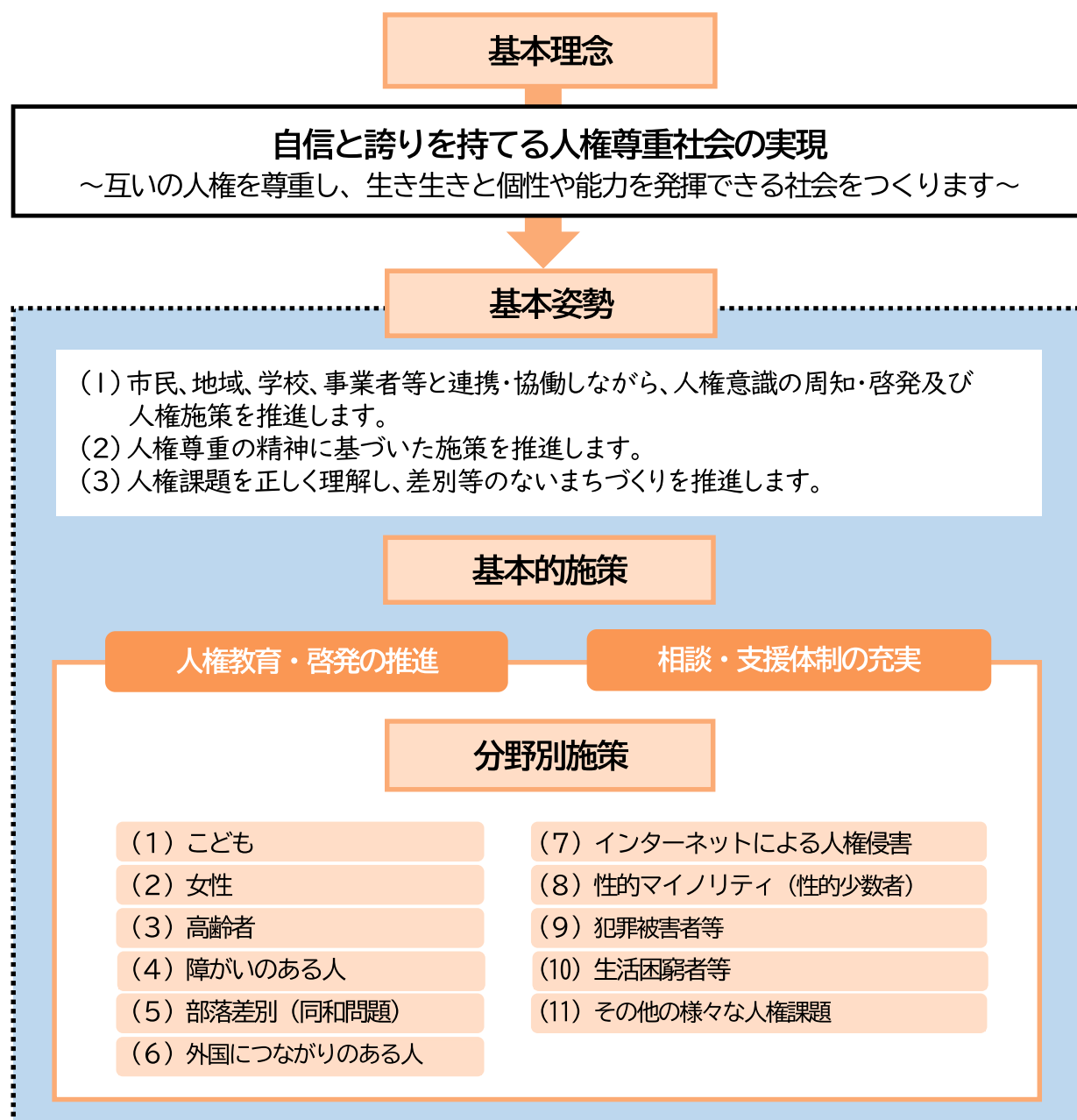
～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくれます～

2 基本姿勢（P8）

基本理念を実現するために、人権施策を推進していく基本となる姿勢を示します。

3 指針の体系図（P9）

人権施策を推進するに当たり、全ての施策に共通する基本的施策及び、様々な人権課題の分野別施策の方向性を示し、基本理念の実現を目指します。



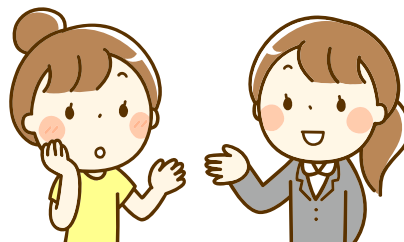
第3章 人権施策の推進

1 基本的施策（P10）

基本的施策は「人権教育・啓発の推進」と「相談・支援体制の充実」とし、全ての施策に共通するものとします。

(1) 人権教育・啓発の推進

- ア 学校、保育所等における人権に関する取組
- イ 地域社会における人権に関する取組
- ウ 家庭における人権に関する取組
- エ 企業・事業所等における人権に関する取組
- オ 行政における人権に関する取組



(2) 相談・支援体制の充実

- ア 相談体制の充実
- イ 相談から措置対応等への迅速な展開
- ウ 国・県・関係機関等との連携強化

2 分野別施策（P14）

人権尊重のまちづくりにおいては、あらゆる分野で人権尊重の視点が盛り込まれることが必要です。法務省は、広く17の人権課題を令和6（2024）年度の啓発活動強調事項として取り上げています。本指針は、この17の人権課題への対応を図るものですが、中でも以下の10課題について、分野別の重点課題として取り上げます。

【 分野別の重点課題 】

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) こども | (6) 外国につながりのある人 |
| (2) 女性 | (7) インターネットによる人権侵害 |
| (3) 高齢者 | (8) 性的マイノリティ(性的少数者) |
| (4) 障がいのある人 | (9) 犯罪被害者等 |
| (5) 部落差別(同和問題) | (10) 生活困窮者等 |

その他、様々な人権課題として、以下の7課題を取り上げます。

【 その他の様々な人権課題 】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) アイヌの人々 | (5) 人身取引(トラフィッキング) |
| (2) HIV感染者・ハンセン病患者等 | (6) 震災等の災害等に起因する人権課題 |
| (3) 刑を終えて出所した人やその家族等 | (7) その他の人権課題 |
| (4) 北朝鮮当局に拉致された被害者等 | |

1 こども

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 児童虐待の防止・相談体制の充実
- 子育ての支援
- いじめ防止対策の推進
- 支援教育の充実
- こどもの心と体を守る環境づくり
- ヤングケアラーへの支援



4 障がいのある人

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 障がいを理由とする差別の解消
- 障がい者虐待の防止
- 権利擁護制度の利用促進
- 福祉サービスの充実
- 就労支援の充実
- 市政への参加機会の確保



2 女性

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 男女共同参画の推進
- 安心・安全なくらしの実現
- 多様な生き方を可能にする教育、学習機会の充実
- 職業生活における活躍支援



5 部落差別（同和問題）

- 人権教育・啓発の推進
- 人権相談体制の充実
- 人権問題意識調査の実施
- えせ同和行為の排除

6 外国につながる人

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 相互理解の促進
- 外国につながる人への生活支援
- 母語・母文化への配慮
- 就労支援の充実
- 市政への参加機会の確保
- ヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動の推進

3 高齢者

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 高齢者虐待の防止
- 権利擁護制度の利用促進
- 「生きがい」の場の確保
- 福祉・介護サービスの充実
- 就労支援の充実
- 市政への参加機会の確保
- 孤独・孤立支援



7 インターネットによる人権侵害

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 行政における個人情報保護の推進
- 情報教育の推進



「●」は主な施策の方向性

8 性的マイノリティ（性的少数者）



- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 行政の性別等に関する配慮
- 人権関係団体・NPO法人等との連携・協働

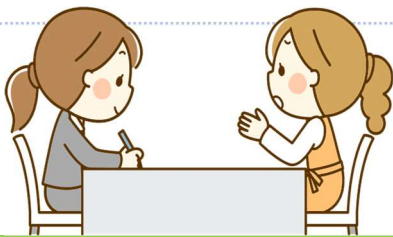
10 生活困窮者等



- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- ホームレスへの支援

9 犯罪被害者等

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援
- 人材の育成
- 人権関係団体・NPO法人等への支援



11 その他の様々な人権課題

次の人権課題についても、必要に応じて、正しい知識と理解を深めるための啓発等を行っていきます。

- (1) アイヌの人々
- (2) HIV感染者・ハンセン病患者等
- (3) 刑を終えて出所した人やその家族等
- (4) 北朝鮮当局に拉致された被害者等
- (5) 人身取引（トラフィッキング）
- (6) 震災等の災害等に起因する人権課題
- (7) その他の人権課題

第4章 推進体制

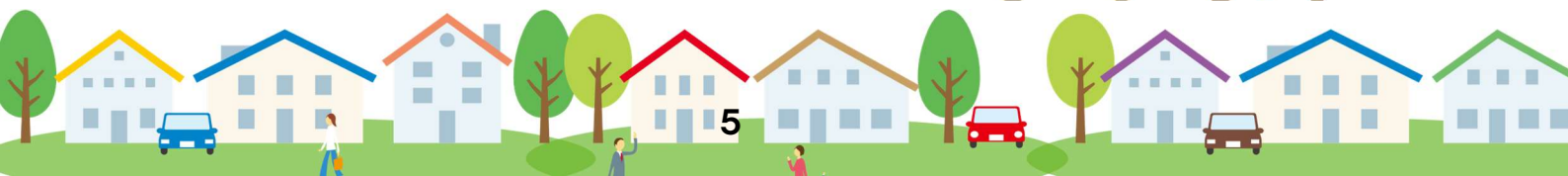
1 行政・市民・事業者・団体等の役割（P47）

- (1) 行政の役割
- (2) 市民に期待される役割
- (3) 事業者・団体等に期待される役割



2 人権施策の推進体制（P48）

- (1) 人権施策推進協議会
- (2) 人権施策推進会議
- (3) 市民、事業者・団体等との連携・協働体制



第5章 市民、地域の団体、事業者の皆さんへ

多様な人権施策を行うには、行政機関だけではなく、市民・地域の団体・事業者等、全ての方々の理解と協力が必要不可欠です。地域社会全体が人権尊重の意識を持つことにより、本指針の基本理念の実現が可能となります。

1 市民の皆さんへ（P49）

家庭、学校、企業、施設など社会の中で、様々な人権問題が起こっています。

市民一人一人が、日常生活の中で人権感覚を身に付け、人権尊重の視点を大切にし、それぞれの個性を認め合いながら、お互いに思いやり、心豊かに暮らしていけるよう助け合いましょう。

2 地域の団体の皆さんへ（P49）

地域社会は、市民が日常の地域活動等を通じて様々な人権課題について理解を深め、実践する場であり、特に、こどもたちにとっては思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な意味合いがあります。活動や交流を通して、地域の結びつきが強まり、疎外感を抱くことなく、誰もが暮らしやすい地域社会となるよう、自治会を始め、子ども会、青少年団体、PTAやボランティア団体、市民サークル、NPO等による多様な活動が活発に展開されやすい地域づくりに取り組みましょう。

3 事業者の皆さんへ（P50）

近年、女性、外国人等様々な労働者が社会で活躍していますが、非正規雇用も依然多い状況であり、賃金格差、雇用不安、職場での孤立等の課題も生じています。

また、正規・非正規に関わらず、長時間労働による心理的ストレスを感じている人も増加しています。様々な人が働く社会の中で、これまで以上にコミュニケーションを大切にし、人権を尊重した働きやすい職場環境をつくるとともに、誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指しましょう。

編集・発行

厚木市 市民交流部 市民協働推進課 令和7(2025)年3月発行

〒243-8511 厚木市中町3丁目 17 番 17 号

電話 046-225-2215 FAX 046-221-0275

e-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

右のQRコードから多言語（ふりがな付きを含む）でも御覧いただけます。

